

令和元年10月7日

保護者様

朝日町教育委員会

学校感染症による「出席停止」解除における手続き変更についてのお願い

平素は、学校教育活動にご協力いただきありがとうございます。

学校では、別紙（裏面）のような感染症にかかった場合、校内での感染症の流行を予防するため、また、お子さんの休養の時間を確保するため、学校保健安全法にもとづき、出席停止の措置をとっています。

出席停止の解除については、朝日町内の小・中学校では、これまで医療機関による用紙「出席停止にかかる証明書」を学校へ提出いただくことで、出席停止の解除とする手続きをしていました。

このたび、感染症流行時の再受診にかかる保護者負担等を考慮して、10月7日より、手続きを以下の通り変更し、医療機関による証明書の提出を不要とします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

今後、治癒証明の用紙は不要とします。ただし、学校内での感染拡大防止に万全を期すため、お子さんが対象となる感染症にかかったと思われる場合は、従来通り、必ず医師の診断を受け、学校へ連絡をしてください（連絡がない場合は、学校長による出席停止の判断ができません）。また、受診の際は、主治医の先生に、治癒の目安や登校時期等の指示をいただってください。

【出席停止から解除までの流れ】

- ② 発症
- ② 病院で受診し、診断を受ける
- ③ 出席停止対象の感染症と診断
主治医から登校の目安等の指示を受ける
- ④ 学校へ連絡

→学校は「出席停止」となる

-
- ⑤ 医師の指示に従い休養する
※登校の目安等も聞いてください
 - ⑥ 治癒したら登校する
 - ⑦ 登校時に学校で健康観察する

→「出席停止」の解除となる

（変更後）
登校にあたって、治癒の証明書の提出は不要となります。

分類	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治癒するまで
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ・ 百日咳 ・ 麻疹（はしか） ・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・ 風しん（三日はしか） ・ 水痘（水ぼうそう） ・ 咽頭結膜炎（プール熱） ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで ・ 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・ 解熱した後3日を経過するまで ・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発言した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ・ 発しんが消失するまで ・ すべての発しんが痂皮化するまで ・ 主要症状が消退した後2日を経過するまで ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<p>※ただし、結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第2種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたととき、この限りではありません。</p>		
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 ・ その他の感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後6日目からの登校になります。

発症日 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目 発症後6日目 登校可能

※解熱した後2日を経過